

# だれもが歩いて楽しめるまちの実現に向けた取組について（駐車場の適正配置）

- まちなか駐車場適正化計画(R2.12)に基づき、「駐車場附置義務条例の改正」と「小規模駐車場の届出条例策定」を行う。
- 令和4年第1回定例会での提案、令和4年4月公布、周知期間を経て令和4年10月施行を目指す。

## 駐車場附置義務条例（S45策定）の改正

- 高度経済成長期の駐車場不足に対応するために策定。一定規模以上の建築物に対して、駐車場の整備を義務付け。
- 改正により、台数緩和や公共交通利用促進等を行い、土地の有効利用による賑わい創出や交通円滑化を促進。

- （改正内容）
- ① 駐車台数の緩和：現行の1/2に緩和(商業施設:現行300㎡毎1台⇒改正600㎡毎1台)
  - ② 公共交通利用促進：商業施設等による公共交通利用促進策の実施により、台数を更に低減。
  - ③ 設置位置の緩和：建築物ごとにバラバラに整備を義務付けていた駐車場を、外縁部の立体駐車場等に集約。
  - ④ 障がい者等用駐車場の確保：商業施設等に対して、障がい者等用駐車場や荷さばき施設の整備を義務付け。

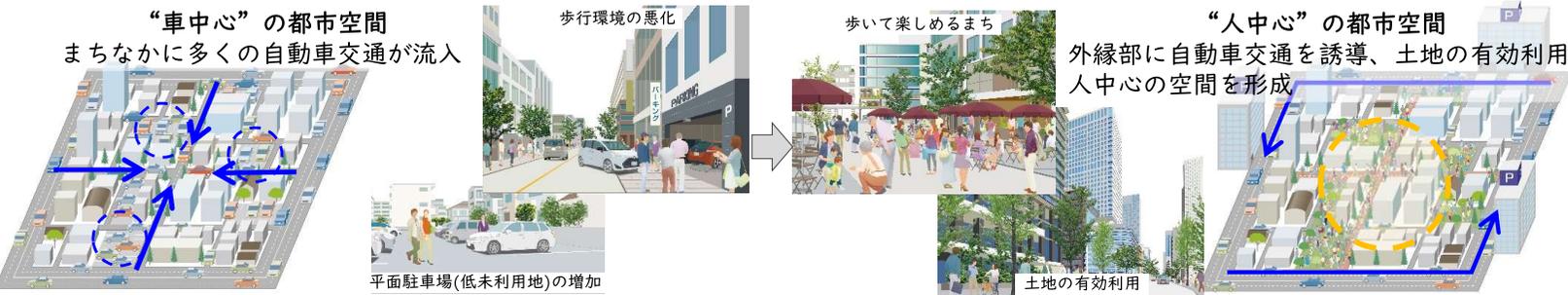
## 小規模駐車場の届出に関する条例の策定（都市再生特別措置法に基づく駐車場の届出制度）

- 50㎡以上のコインパーキング等を整備する場合は、市への届出が必要。市が基準との適合を確認し、指導等を実施。
- 歩行者の安全性に配慮した駐車場の整備を促進し、誰もが安心して訪れられる環境の形成を図る。

- （基準）
- ・ 出入口を集約した構造とすること
  - ・ 横断歩道や交差点から5m以内に出入口を設けないこと
  - ・ 運転手が歩行者を視認できるよう視距を確保すること など

## 期待される効果

- 台数緩和により土地・建物の有効利用が可能となり、賑わいの創出につながります。
- 歩行者の安全性に配慮した駐車場の整備が促進され、まちなかが歩きやすくなります。
- 障がい者等用駐車場の整備が促進され、車いす利用者の方もまちなかに来やすくなります。



令和3年度					令和4年度		
11月	12月	1月	2月	3月	4月	～	10月
駐車場適正配置検討委員会	都市整備委員会 ←パブリックコメント→		議会上程	議決	条例公布	←周知期間→	条例施行